

## 障がいとは

障がい種	障がいの状態・診断名等
視覚障害	盲、弱視、その他の視覚障害
聴覚障害	聾、難聴、その他の聴覚障害
肢体不自由	上肢不自由、下肢不自由、上下肢不自由、その他の肢体不自由
病弱	慢性呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物、その他の疾患
発達障害	自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症、発達障害の重複、その他の発達障害
精神障害	統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、精神障害の重複、その他の精神障害
知的障害	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活、社会生活への適応に援助を必要とする状態
重複障害	身体障害の重複、発達障害と精神障害の重複
高次脳機能障害	疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、社会的行動障害等、その他の認知機能の障害
その他の障害	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、発達障害、精神障害及び知的障害のいずれにも該当しない障害

(注)独立行政法人日本学生支援機構「令和6年度(2024年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」を参考に作成

## 不服申し立て窓口



教職員の理解の違いや授業での対応の違いによって合理的配慮が適切に実施されなかったり、十分な対応がなされなかったりした場合には、学生総合相談センターが相談窓口になります。それでも解決できないときは、本学のハラスメント対策室に不服申し立てをすることもできます。

[主な学内の規程]  
障害学生支援規程

## 相談窓口

合理的配慮の相談や申請等については、以下の相談窓口までご連絡ください。相談等では、個人情報保護に留意して対応します。

### 学生総合相談センター



- 受付日時・時間  
月曜日～金曜日 10:00～18:00
- 受付方法  
来所、電話、メール
- 電話番号等  
TEL 048-260-7736  
E-mail soudan@jumonji-u.ac.jp

## すべての学生が充実した 大学生生活を実現するために

### 障がいのある学生等への 合理的配慮の実施について

本学では建学の精神である「生きがいを持ち、自分の力で世の中の役に立てる女性を育てる」ことを目的として、障がいのある学生等への支援の充実に努めています。

障がいなどにより大学生活をおくるうえでの困難等に合理的配慮を実施し、充実した大学生生活を送れるよう支援をしていきます。



## 十文字学園女子大学 学生総合相談センター

# すべての学生が学びやすい環境をめざしています

## 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障がいのある学生等が、他の学生と平等に教育を受けることができるように、学生一人ひとりの障がい等の状況に応じて行う配慮のことをいいます。

合理的配慮は、個別に必要な配慮を提供するものですが、本学の支援体制や財政面において、均衡を失ったり、過度の負担となったりしないものをいいます。

## 合理的配慮の提供をうまく使いこなすためのポイント

合理的配慮の提供をうまく使いこなすポイントが2つあります。

### ポイント1 遠慮しないこと

遠慮しては合理的配慮の提供を受けることはできません。合理的配慮の提供を受けるためには、少なくとも障がい等のある学生皆さんが「障がい等のために困っている」ことを伝えていかなければなりません。そのため、「大丈夫、気にしないで」と遠慮しては、合理的配慮の提供を受けることはできません。

### ポイント2 「ムチャぶり」はしないこと

大学や教員などにとって負担が重すぎる配慮は受けられません。合理的配慮を受けたいからと言って、「ムチャぶり」はダメということです。でも、実施できる配慮内容は何かを、相談しながら決めていきます。

## 合理的配慮の内容

合理的配慮は、障がいのある学生等の申請により、学生との建設的な話し合いで配慮内容を決定します。例えば…

- 講義室内での座席位置の配慮
- 板書等の撮影許可や録音機器の使用
- 定期試験問題用紙、解答用紙の色や、印字フォントサイズの配慮
- レポート、リアクションペーパー等の提出期限の延長

配慮内容を相談させてください



## 前期・後期 合理的配慮のお願い

年 月 日  
十文字学園女子大学

本学では、学生の申請により、授業等での必要な支援を関係者にお願ひしています。ご理解とご配慮をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

診断書・障害者手帳は学生総合相談センター（〇〇〇〇）確認済みです。

※本学の「合理的配慮」とは、障がいや疾病のある学生が、他の学生と公平・平等に教育を受ける権利を確保するため、必要かつ適当な変更及び調整です。各授業担当者等が支障のない範囲で実施されるものです。

「合理的配慮のお願い」に関する問い合わせ先：学生総合相談センター（内線〇〇〇）

..... 記入欄 ↓ .....

記入日：\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 学科承認日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

学部 \_\_\_\_\_ 学科 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

### < 疾病・障がい等の状況 >

診断名 : 病院の医師からの診断書や  
医師所見 : 障害者手帳等が必要になります。

### < 配慮していただきたいこと >

学生の皆さんの希望を聞き取りながら、  
診断書等を参考に学科等と協議して決定します。

## 合理的配慮の内容の検討・実施の流れ

学生からの「合理的配慮申請書」に基づき、学生本人に授業等で困難を感じていることを聞き取り、学生本人の困難さの状態、医師の診断書等の内容を把握します。

学生本人と困難さの状態から必要とする配慮事項を検討します。

「合理的配慮のお願い(案)」を作成し、学生・担任教員等へ配慮案を提示します。  
※学生総合相談センターから「合理的配慮のお願い(案)」を学生・担任教員にメール等で連絡します。

学科で「合理的配慮のお願い(案)」の配慮事項が合理的配慮として妥当な内容であるか、実施可能で学科等が目指す有効な学びにつながるものであるのか等を建設的に検討します。

学科の検討結果を当該学生と共有し、「合理的配慮のお願い(案)」の配慮事項を決定します。

学科、当該学生とで決定した「合理的配慮のお願い(案)」を担任教員等から学生総合相談センターに報告をします。

学科・当該学生と検討した「合理的配慮のお願い」の確定版を作成し、当該学生・担任教員に送ります。

学科から該当する授業担当者に「合理的配慮のお願い」の配慮事項を必要に応じてお知らせします。

学生本人等から授業の際に「合理的配慮のお願い」を持参し、授業担当教員に自己紹介を行うとともに配慮の実施をお願いします。

学生総合相談センターの相談

学科での相談・検討

学生総合相談センターからの発行

学科からの周知

合理的配慮の実施